

複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務
(西日本支社)

掲示文 兼 入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する標記入札については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書（以下「入札説明書」という。）によるものとする。

- 1 入札等実施要領
 - 2 入札及び見積心得書（物品購入等）
 - 3 使用印鑑届（様式1）
 - 4 委任状（様式2）
 - 5 入札書及び封筒（様式3）
 - 6 内訳明細書（様式4）
 - 7 単価契約書（請負契約書）
 - ・別紙1 調達仕様書
 - ・別紙2 単価表
 - 8 提出書類一覧表
 - 9 競争参加資格確認書（様式5）
 - 10 業務実施体制等証明書（様式6）
 - 11 個人情報等の保護に関する特約条項
 - 12 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項
- 別添 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

1 入札等実施要領

1 掲示日

令和 8 年 1 月 20 日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 高原 功
大阪府大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

3 調達概要

(1) 調達件名

複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務(西日本支社)

(2) 調達の内容・詳細説明

別紙 1 調達仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日まで

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号)

第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf> を参照)

(2) 令和 7 ・ 8 年度独立行政法人都市再生機構西日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「製造」の資格を有すると認定された者であること。

(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続きの開始後、西日本支社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加 資格の再審査により再認定を受けていること。)。

※「全省統一資格」は当資格の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までにおいて、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「標準契約書等について」→「(入札説明書等別紙) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」

(<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000dbatt/bouryokudantouteigi240117.pdf> を参照)

- (6) 以下のうち、競争参加資格申請時点でいずれかの認証等を受けている者かつ履行期間中は認証を受け続けることが出来る者であること。
- ①財団法人日本情報処理開発協会（以下「JIPDEC」という。）及びその指定機関からプライバシーマークの付与認定を受けている若しくは JIPDEC の認証機関より情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けている者であること。
- ②プライバシーポジション（情報産業個人情報保護体制認定制度）の認証を受けている者であること。
- ③全日本印刷工業組合連合会から日本印刷個人情報保護体制認定制度（JPPS）の認定を受けている者であること。
- (7) 当該業務に関し、実施体制が整備されているとともに、迅速かつ適切に業務を行えることを **10** 業務実施体制等証明書（様式6） により証明し、当機構が認めたものであること。
- (8) 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

5 担当部署

- (1) 申請書及び資料について
- 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理課
電話 06-4799-1034
- (2) 入札手続き及び令和7・8年度の一般競争参加資格について
- 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部調達管理課
電話 06-4799-1035

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 上記4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記4(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)の事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(2)の事項を満たしていなければならない。
- この場合、下記（一般競争参加資格の申請）のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書（物品購入等）及び添付書類を提出して、物品購入等に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争 参加資格→物品購入等の「随時受付」事項を参照）。

（一般競争参加資格の申請）

- ① 申請期間（到着期限）

令和8年1月20日（火）から令和8年1月27日（火）（競争参加資格申請の提出期限日の5営業日前）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前9時15分から午後5時40分まで（午前11時45分～午後0時45分除く）

② 申請先

〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島町5-1

日本生命熊本ビル 12階

令和7・8資格審査担当

電話 096-288-1652

③ 申請方法

原則として電子メール方式による（詳細は、上記HP中「電子メール申請ガイド」に従うこと。）上記到着期限の1営業日前正午までに5(2)まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイドに従い同午後5時40分までに②の資格審査担当から格納サイトのアドレス及びパスワード（有効期限有。）通知メールの受信を完了し、上記到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各期限を過ぎた者にあっては、本競争に参加することができない。

（本調達の競争参加資格の申請）

① 提出期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月3日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

② 提出場所

上記5(1)に同じ。

③ 提出方法

提出場所へ持参又は提出期限と同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。

持参する場合はあらかじめ電話等により提出場所へ連絡すること。

郵送による場合は封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。電送によるものは受け付けない。

なお、提出期間内に申請書および資料を提出しないもの並びに競争参加資格がないと認められたものは本競争に参加することができない。

(2) 申請書は**9 競争参加資格確認書（様式5）**により作成すること。

(3) 資料は**8 提出書類一覧表**、**10 業務実施体制等証明書（様式6）**等を作成すること。提出された証明書等は、当機構において審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を提出した者のみを本件の競争参加資格を有するものとする。

(4) 競争参加資格の確認通知

競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期間の期限の日をもって行うものとし、令和8年2月10日（火）までに通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

③ 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しな

い。

- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限

令和8年2月18日(水)午後5時

② 提出場所

上記5(1)に同じ。

③ 提出方法

提出場所へ持参するものとするものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

※あらかじめ電話予約の上、来社すること。

- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年2月26日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

- (4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 提出期限

令和8年1月21日(水)から令和8年2月12日(木)午後5時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時まで。(ただし、正午から午後1時の間は除く)

② 提出場所

上記5(1)に同じ。

③ 提出方法

提出場所へ持参又は提出期限と同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。

持参する場合はあらかじめ電話等により提出場所へ連絡すること。

郵送による場合は封筒表面に「質問書在中」と朱書きすること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間

令和8年2月17日(火)から令和8年2月27日(金)までの午前10時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、なお正午から午後1時の間は除く。)

② 場所

上記 5(1)に同じ。

※あらかじめ電話予約の上、来社すること。

9 入札書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和 8 年 2 月 26 日（木）午前 10 時から令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出場所

上記 5(2)に同じ。

(3) 提出方法

提出期限と同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。持参又は電送によるものは受け付けない。入札書は、**5 入札書及び封筒(様式 3)**のとおりとする。

10 開札の日時及び場所

日時：令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 2 時

場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社 入札室

※入札参加者の開札時の立会いは不要とする。

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札方法等

- (1) 入札金額は、仕様書に示した品目ごとの予定数量に見積もった単価を乗じた総価とし、納入までの一切の諸経費を含んだ総価を**5 入札書及び封筒(様式 3)**に示す入札書に記載するものとする。

※想定数量は、令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の実績等に基づき算出した 3 カ年分の想定数量であり、注文を確約したものではない。

- (2) 入札書は、入札書の提出期限までに書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

なお、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒は各々封をすること。

中封筒に、入札書及び**6 内訳明細書(様式 4)**を入れること。入札書には必要事項を記入（入札参加者が年間受任者をして入札をさせるときは年間委任状が必要（代理人の場合は委任状）である。）したものを中封筒に入れ、封をし、業務名、開札日時及び入札者名を明記すること。

表封筒は、必要事項を記入のうえ、上記の中封筒（及び年間委任状又は委任状）を入れ封をすること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者がないときは、別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。

(5) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

なお、2 回目の入札については、入札日時を別途通知するものとし、入札方法等については、1 回目の入札と同様に(1)から(3)による。

13 入札保証金及び契約保証金

免除

14 開札

開札は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行うものとし、入札者の立会いを不要とする。

15 入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記 4 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

5 入札書に記載の金額と**6 内訳明細書（様式 4）**の総額が一致しない場合も無効とするので留意すること。

16 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

17 手続きにおける交渉の有無

無

18 契約書作成の要否

7 単価契約書（請負契約書）により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

毎月検査後一括払

20 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

21 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添入札心得書及び別添契約書等を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の請求等を受けた場合についても、必ず警察へ届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (5) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公開について 別添による。
- (6) 特約について

落札者は落札後、速やかに **11 個人情報等の保護に関する特約条項**及び **12 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項**を締結するものとする。

以上

2 入札及び見積心得書（物品購入等）

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟観の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書きし、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書及びその他提出書類について、**1 入札等実施要領**に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができます。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者(代理人を含む。)の記名のないとき又は記名(法人の場合はその名称及び代表者の記名)の判然としないとき。(押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。)

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせたうえで、当社が通知した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不要とする。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第 10 条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第 12 条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第 13 条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

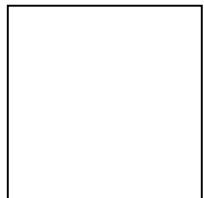
第 14 条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

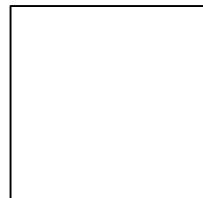
3 使用印鑑届（様式1）

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 高原 功 殿

- 1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機関の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務（西日本支社）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積りに関する一切の件

2

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

令和 年 月 日

（委任者） 住 所
商号又は名称
代表者 氏名 印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 高原 功 殿

※委任状には、委任者の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの。）を添付すること。

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務（西日本支社）」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積りに関する一切の件
- 2

令和 年 月 日

（委任者） 住 所
商号又は名称
代表者 氏名

（受任者） 住 所
商号又は名称
代表者 氏名

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

（連絡先は、委任者の事務所等の「代表番号」・「代表番号+内線」、「直通番号」等を記載。）

個人事業主などで、複数回線の電話番号が無い場合は、1回線の記載も可。）

5 入札書及び封筒（様式3）

入 札 書

金 円也

ただし、複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務(西日本支社)

掲示文兼入札説明書記載の事項をすべて承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名 印※1

代理人 印※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※ 1 本件責任者、担当者（氏名は、必ず姓と名を記載）及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要です。

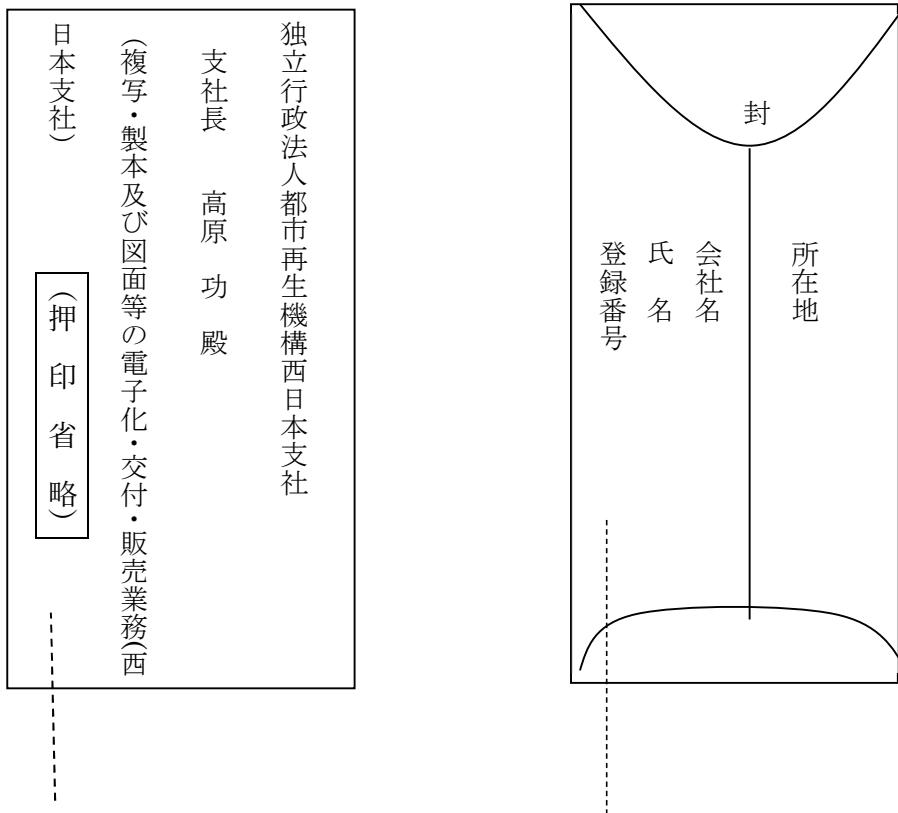
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(封筒見本)

表 裏



入札書の押印を省略する場合は、「(押印省略)」と朱書き

- ・委任している場合は、代理人の氏名
- ・競争参加資格を申請中の者にあっては
「競争参加資格申請中」と記載すること

※押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

※二重封筒とし、表封筒、中封筒及び入札書封緘封筒に各々封緘すること。

※業者登録番号又は有資格者名簿については、下記 URL にて確認の上、記載すること。

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※代理人をもって入札する場合、封書の裏面は入札者本人の会社名及び住所、代理人氏名を明記すること。

※**5 入札書と 6 内訳明細書を入札書封緘封筒に入れること。**

6 内訳明細書（様式4）

区分	品質	規格	単位	単価 (円/税抜) A	想定数量 (3年間) B	A×B
P P C ～ モ ノ ク ロ ～	トレーシングペーパー (トレーシング紙 75g)	A3	1枚		0	-
		A4	〃		0	-
		B4	〃		0	-
		B5	〃		0	-
	普通紙 (上質紙 55kg) ※連続印刷不可	A3	1枚	69		
		A4	〃	9,696		
		B4	〃	0	-	
		B5	〃	0	-	
	(書籍、製本された原稿、不揃いの原稿等)	A0B1	1枚		0	-
		A1B2	〃		0	-
		A2B3	〃		0	-
		A1A2～A3	〃		0	-
		A3	〃		0	-
		A4	〃		0	-
		B4	〃		0	-
		B5	〃		0	-
P P C ～ カ ラ ー	カラーペーパー対応用紙	A0、B1	1枚		0	-
		A1、B2	〃		0	-
		A2、B3	〃		0	-
		A3	〃	552		
		A4	〃	1,317		
		B4	〃	0	-	
		B5	〃	0	-	
小計（1）						

区分	品質	規格	単位	単価 (円/税抜) A	想定数量 (3年間) B	A×B
製本	①丁合 (規格の異なる原紙が混入したペーパーを整える場合)	各サイズ	混入した 1枚当たり		668,922	
	②せん孔		1枚		3,468	
	③A4・B5折り (ワールド折り含む。)	2AO	1枚		0	-
		A0・全・B1	〃		0	-
		A1・1/2・B2	〃		66	
		A2・B3	〃		90	
		A3・B4	〃		381,774	
	④ステープル綴じ		1冊		53,364	
	⑤クロス巻き (ステープル綴じ)	A0・全・B1	1冊		0	-
		A1・1/2・B2	〃		0	-
		A2・B3	〃		0	-
		A3・B4	〃		12	
		A4・B5	〃		3,555	
	⑥くるみ製本(背張り) (無線綴じ)	A1・1/2	1冊		0	-
		A2・1/4・B3	〃		27	
		A3・B4	〃		0	-
		A4	〃		1,110	
		B5	〃		0	-
	⑦無線綴じ製本 ※表紙(ダブルボード、レザック66又は同等品)代金含む	A4	1冊		17,835	
		B5	〃		0	-
		2AO	1枚		0	-
		A0・全	〃		0	-
		A1・1/2	〃		3,705	
	⑧二つ折り糊付け ※表紙代金、表紙取付代金含む。	A2・B3	〃		0	-
		A3・B4	〃		140,523	
		A3・B3	1枚		3,960	
		A4・B4	〃		2,382	
		A0	1枚		0	-
	⑨表紙 (上質紙 86.5kg)	A1	〃		0	-
		A2・1/2・B2	〃		0	-
		A3・B3	〃		0	-
		A4・B4	〃		0	-
		B5	〃		0	-
	⑩表紙 (ダブルボード、レザック66 215kg)	A3・B4	1枚		0	-
		A4・B5	〃		3,618	
	⑪表紙・背の文字入れ (ダブルボード、レザック66)		1行		17,151	
	⑫折込枕入 ※表紙代金、表紙取付代金含む。	A3・B4	3cmまで		0	-
		A3・B4	以下1cm毎		0	-
		A4・B5	3cmまで		27	
		A4・B5	以下1cm毎		30	
	⑬証拠書類製本 (ワールドで折りができる形状) ※表紙代金含む。		1冊		252	
小計 (2)						

※クロス(巻き) 製本:「PPC」+①+③+⑤+⑨or⑩or⑪

※無線綴じ製本:「PPC」+①+③+⑦

※観音製本(くるみ):「PPC」+⑥+⑧

※上記製本時に背表紙、表紙文字入れを行う場合:上記+⑫

区分	品質	規格	単位	単価 (円/税抜) A	想定数量 (3年間) B	A×B
図面などの電子化	ドキュメントスキャニング モノクロ400dpi	A0・B1	1枚		24	
		A1・B2	〃		1,878	
		A2・B3	〃		1,707	
		A3・B4	〃		9,858	
		A4・B5	〃		56,358	
	ドキュメントスキャニング フルカラー300dpi	A0・B1	1枚		465	
		A1・B2	〃		432	
		A2・B3	〃		4,881	
		A3・B4	〃		7,236	
		A4・B5	〃		49,428	
	ドキュメントスキャニング モノクロ400dpi *連続スキャン不可 (製本された図面など)	A0・B1	1枚		0	-
		A1・B2	〃		1,044	
		A2・B3	〃		0	-
		A3・B4	〃		0	-
		A4・B5	〃		0	-
	ドキュメントスキャニング フルカラー300dpi *連続スキャン不可 (製本された図面など)	A0・B1	1枚		0	-
		A1・B2	〃		0	-
		A2・B3	〃		36	
		A3・B4	〃		15	
		A4・B5	〃		1,500	
	画像補正	(傾き補正)	1ページ		0	-
		(リサイズ)	〃		0	-
		(枠消し)	〃		0	-
	ファイル名入力 データー変換		1ファイル		1,722	
		(TIFF-PDF)	1ページ		0	-
		(マルチページ化)	〃		111,321	
		(シングルページ化)	〃		69	
		(しおり作成)	1箇所		63	
	コンピューターウィルスチェック CD-R700MB相当 メディア書き込み CD-R700MB相当*メディア代含む		1枚		5,901	
		1枚目	1枚		1,395	
		2枚目以降	〃		0	-
	CD-R及びCD-Rケース表丁		1枚		1,392	
PDFデーター出力	普通紙モノクロ	A0・B1	1枚		72	
		A1・B2	〃		3,789	
		A2・B3	〃		690	
		A3・B4	〃		269,064	
		A4・B5	〃		1,438,332	
	普通紙フルカラー	A0・B1	1枚		5,802	
		A1・B2	〃		2,190	
		A2・B3	〃		837	
		A3・B4	〃		255,627	
		A4・B5	〃		639,105	
その他	ダンボールの場合 *ダンボール、テープなどの梱包材料含む	W330.D610.H60 ~W310.D440.H20	1枚		0	-
	封筒の場合 *封筒、テープなどの梱包材料含む	サイズ問わず	1枚		339	
	紐かけ(複数のダンボールを1つに結束)		1枚		0	-
	宛名記入、ラベル・シール貼り		1枚		339	
小計(3)						

合計(小計(1) + 小計(2) + 小計(3))

7 単価契約書（請負契約書）

単価契約書（案）

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1 契約の名称 | 複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務(西日本支社) |
| 2 仕様 | 別添仕様書のとおり。 |
| 3 契約期間 | 令和8年5月1日から
令和11年4月30日まで |
| 4 契約単価 | 別紙2 単価表のとおり。 |

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長 高原 功 印

受注者 住 所
氏 名 印

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、頭書の役務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）中、発注者からの発注を受けて仕様書に定められた業務を履行し、発注者はその代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（発注手続）

第4条 発注者は、業務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者

所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき業務を履行するものとする。

（受注者の請求による履行期限の延長）

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

（物価等の変動に基づく契約単価の改定）

第7条 賃金、材料等の価格等に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（検査及び引渡し）

第8条 受注者は、注文書に基づく業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

（請負代金の支払い）

第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した請負代金を発注者に請求することができる。

2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分

の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ず又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に注文書に基づく業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第15条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第12条又は第13条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排

除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約

に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以上

複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務
(西日本支社)

調達仕様書

1 本業務の内容

(1)複写・製本業務

イ プレーン・ペーパー・コピー(モノクロ、カラー)

ロ 製本等

(2)図面等の電子化業務

イ 図面等の電子化(ドキュメントスキャニング、CD-R, DVD-R 書込み等)

ロ データ出力

(3)図面等(紙媒体・電子媒体)の交付、販売及び配達業務

イ 図面等の交付、販売

ロ 図面等の梱包、配達

2 契約期間

令和8年5月1日から令和 11 年4月30日まで

3 業務の履行場所

受注者の事務所

4 業務要領

(1)受付時間

注文の受付時間は原則、平日(発注者が別に指定する日及び12月29日から1月3日までを除く。)の午前9時15分から午後5時40分までとする。

(2)受注・納品について

イ 受注については所定の様式((5)注文方法イ、ロ)において行うこと。

ロ 受注者は週3回以上※1・2、平日の午前中(発注者が別に指定する日及び12月29日から1月3日までを除く。)西日本支社へ来社し西日本支社内に設けられた所定の場所において注文書を受取り若しくは納品すること。来社に際し生じる交通費、駐車料金等についてはすべて受注者負担とする。

ハ 急な発注が発生した場合、受注者は当日午後5時40分までに再来社し受領等の対応をとること。※2

ニ 受注者は代金請求の際は必ず注文書の控えを添付し受注の証とすること。

※1 ただし2営業日続けて来訪しないのは不可とする。

※2来社出来ない場合は電子メールにて受付体制を整えること。

(3)図面等の電子化

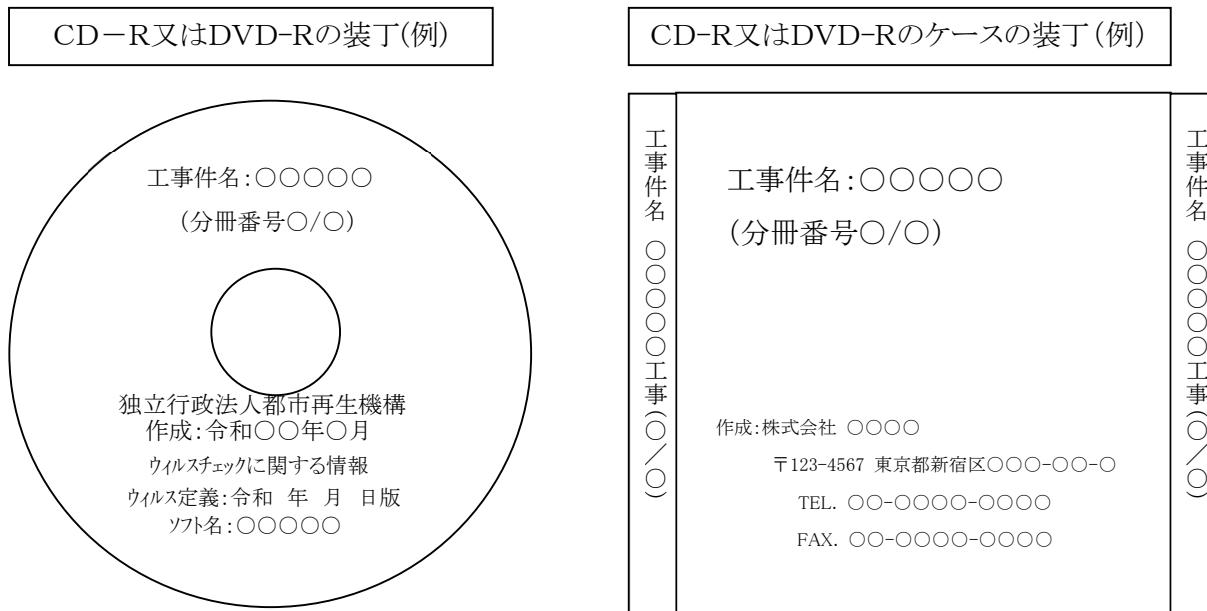
イ 図面等をTIFF(G4圧縮)モノクロ2階調、又はインデックスカラーにてスキャニングし、PDFファイル(Adobe Acrobat Reader)にてCD-R又はDVD-Rに保存する。

ロ 画像補正は原則として自動補正とする。ただし、下記原稿については発注者の担当者と相談しスキャナーグ機能、ソフト機能で出来る限りの目視、手作業による補正を行うこと。

- ・ 原稿(図面)の極端な傾き
- ・ 折図部分の消えかけた線図
- ・ 極端な折目
- ・ 極端に余白が無い図面
- ・ 補修不可能な破損をしている図面
- ・ 全体的に線図がかすんだり、ぼやけている図面

- 地肌が極端に濃く線図が見え難い図面 等

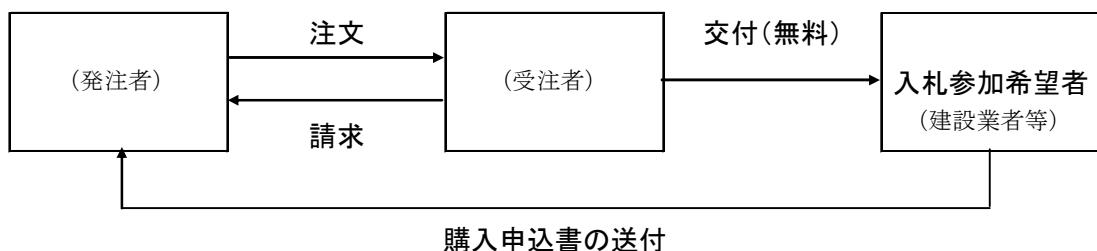
- ハ 保存したPDFファイルのファイル名称は図面名称等を入力する。
- ニ データを書き込みしたCD-R又はDVD-Rは、最適なウィルス検索ソフト(常に最新版を使用)を用い、ウィルスチェックを行うこと。
- ホ CD-R又はDVD-RおよびCD-R又はDVD-Rのケースには、工事件名、分冊番号、発注者の名称、作成年月、ウィルスチェックに関する情報(ソフト名、ウィルス定義)等を印字すること。



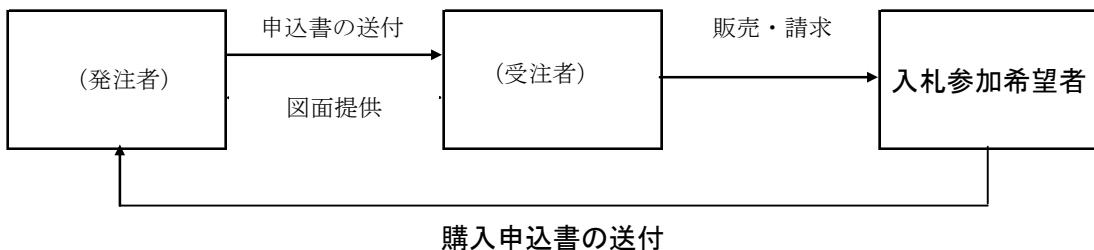
(4)図面等の交付、販売及び配達

- イ 受注者は、発注者の注文書に基づき、発注者が予め提供する図面等(電子媒体又は紙媒体)を、CD-R又はDVD-Rに書き込み、原版を作成すること。
- ロ 受注者は、発注者の注文書に基づき、上記イの原版をCD-R又はDVD-Rに複製し、入札参加希望者(建設業者等)に交付すること。

■電子媒体(CD-Rの複製)の場合



■図面等(紙媒体)の場合



- ハ 受注者は、上記口において入札参加希望者(建設業者等)が配送による受取を希望している場合及び上記口において発注者の注文書が入札参加希望者(建設業者等)への配送を指定している場合は、梱包のうえ配送手続きを行う。その場合、電子媒体の配送料は全て入札参加希望者(建設業者等)へ請求すること。
 ただし、梱包・配送作業に要する費用については、発注者へ請求すること。
 また、発送後、宅配会社のホームページ上の追跡サービス等を利用し送達の確認を行うこと。

業務内容	費用負担者
図面(紙)を紙に複写	入札参加希望者(建設業者等)
図面(紙又は電子媒体)からの原版作成 原版をCD-R又はDVD-Rに複製	発注者
CD-R又はDVD-Rからの出力	入札参加希望者(建設業者等)
梱包・配送作業(原図の返送を除く) ※紙媒体	入札参加希望者(建設業者等)
梱包・配送作業(原図の返送を除く) 電子媒体	発注者
配送料(原図の返送を除く)	入札参加希望者(建設業者等)

- ニ 受注者は、発注者の指定する事務所へ配送により原図を返送する場合には、梱包・配送作業要する費用及び配送料は発注者へ請求すること。
- ホ 受注者は、上記ホ及びヘにおいて、配送に要する費用のうち、配送料については宅配会社との契約等に基づく料金単価表を発注者に提出するものとする。
- ヘ 受注者は、入札参加希望者(建設業者等)へ図面等の販売、配送及び請求に際しては、すべて受注者の責任において行い、受注者と入札参加希望者(建設業者等)間の事故等について発注者は関知しない。
- ト 発注者業務受託者株式会社URコミュニティ(大阪市城東区森ノ宮)の発注する工事等入札に関する図面等の交付、販売及び配送についても発注者同様に対応すること。

(5) 注文方法

イ 発注者の場合

発注者の定める注文伝票(3枚綴り)により行うものとする。1枚目は注文を行った発注者の職員等へ渡し、2枚目は受注者の控えとし、3枚目は請求書を送付する際に同封するものとする。

□ 入札参加希望者(建設業者等)の場合

発注者の定める購入申込書により行うものとする。購入申込書は、入札参加希望者(建設業者等)から発注者がFAXにより受領し、受注者へ渡すこととする。

(6)納期

各注文に係る納期限は以下のとおりとする。

作業内容	納期
PPC(モノクロ・カラー) ※A3以下	翌営業日 配送の場合は3営業日後まで必着
PPC(モノクロ・カラー) ※A3超	翌営業日 配送の場合は3営業日後まで必着
クロス巻き製本(ステープル綴じ) ※ 1~100冊	翌営業日
クロス巻き製本(ステープル綴じ) ※101~200冊	2営業日後
無線綴じ製本(表紙文字入り) ※ 1~100冊	5営業日後
無線綴じ製本(表紙文字入り) ※101~200冊	10営業日後
背貼り製本(二つ折り糊付け・表紙文字入り)	5営業日後
折込枕入り製本	3営業日後
証拠書類製本	3営業日後
図面等の電子化	2営業日後
CD-R又はDVD-Rの複製	翌営業日 配送の場合は3営業日後まで必着
PDFデータ出力(モノクロ・カラー) ※A3以下	翌営業日 配送の場合は3営業日後まで必着
PDFデータ出力(モノクロ・カラー) ※A3以上	2営業日後 配送の場合は3営業日後まで必着

※ 納期については注文をした発注者の職員等と調整すること。

(7)請求先

イ 発注者の場合

当該請求書を西日本支社総務部経理課へ提出すること。

ロ 入札参加希望者(建設業者等)の場合

購入申込書記載の請求先へ請求すること。請求の際には購入申込書の写しを添付すること。

(8)秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(9)成果物

成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)」に適合していなければならない。

5 セキュリティ要件

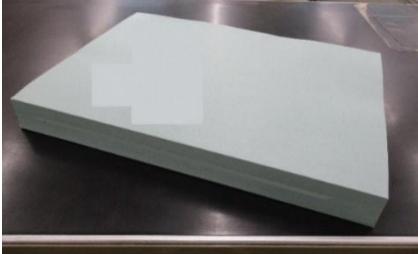
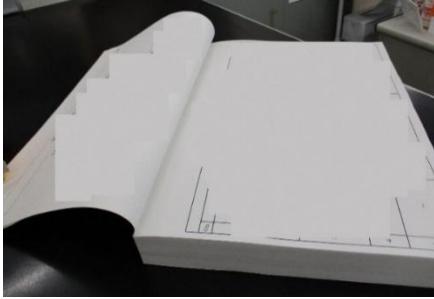
本業務のセキュリティ対策として以下を含む対策を講ずること。ただし、使用している複写機等の機能上の制約により講ずることができない対策を除く。

(1) 複写機等について主体認証情報を初期設定から変更した上で、適切に管理する。

(2) 複写機等にアクセスする主体に応じて必要な権限を割り当て、管理する。

(3) 複写機等が備える機能のうち利用しない機能を停止する。

(参考) 製本見本写真

クロス巻き製本	くるみ製本
	
固定製本	観音製本
	
	
証拠書製本	証拠書製本
	

単 価 表

- 以下の単価に消費税率を乗じた金額を加算し、契約単価とする。
- 別途費用（作業量、郵送料等）は生じないものとする。
- 仕様書に定める納期より早く納品した場合において、特急料金は生じないものとする。

区分	品質	規格	単位	単価 (円/税抜)
P P C ～ モ ノ ク ロ ～	トレーシングペーパー (トレーシング紙 75g)	A3	1枚	
		A4	〃	
		B4	〃	
		B5	〃	
	普通紙 (上質紙 55kg) ※連続JIS規格不可	A3	1枚	
		A4	〃	
		B4	〃	
		B5	〃	
	(書籍、製本された原稿、不揃いの原稿等)	A0B1	1枚	
		A1B2	〃	
		A2B3	〃	
		A1A2→A3	〃	
		A3	〃	
		A4	〃	
		B4	〃	
		B5	〃	
P P C ～ カ ラ ～	カラーコピー対応用紙	A0、B1	1枚	
		A1、B2	〃	
		A2、B3	〃	
		A3	〃	
		A4	〃	
		B4	〃	
		B5	〃	

区分	品質	規格	単位	単価 (円/税抜)
製 本	①丁合 (規格の異なる原紙が混入したペーパーを整える場合)	各サイズ	混入した 1枚当たり	
	②せん孔		1枚	
	③A4・B5折り (アキル折り含む。)	2A0	1枚	
		A0・全・B1	〃	
		A1・1/2・B2	〃	
		A2・B3	〃	
		A3・B4	〃	
	④ステープル仮とじ		1冊	
	⑤クロス巻き (ステープル綴じ)	A0・全・B1	1冊	
		A1・1/2・B2	〃	
		A2・B3	〃	
		A3・B4	〃	
A4・B5		〃		
⑥くるみ製本(背張り) (無線綴じ) ※表紙(グレードA、グレック66又は同等品)代金含む	A1・1/2	1冊		
	A2・1/4・B3	〃		
	A3・B4	〃		
	A4	〃		
	B5	〃		
	A4	1冊		
B5	〃			
⑦無線綴じ製本 ※表紙(グレードA、グレック66又は同等品)代金含む				
⑧二つ折り糊付け ※表紙代金、表紙取付代金含みます。	原 稿 サ イ ズ	2A0 A0・全 A1・1/2 A2・B3 A3・B4	1枚 〃 〃 〃 〃	
⑨表紙 (上質紙 86.5kg)		A3・B3 A4・B4	1枚 〃	
⑩表紙 (グレック66 215kg)		A0 A1 A2・1/2・B2 A3・B3 A4・B4 B5	1枚 〃 〃 〃 〃 〃	
⑪表紙 (アクリルヒール製)		A3・B4 A4・B5	1枚 〃	
⑫表紙・背の文字入れ (グレードA、グレック66)			1行	
⑬折込枕入 ※表紙代金、表紙取付代金含む。		A3・B4 A3・B4 A4・B5 A4・B5	3cmまで 以下1cm毎 3cmまで 以下1cm毎	
⑭証拠書類製本 (糊-フリで]ヒーができる形状) ※表紙代金含みます。			1冊	

※クロス(巻き) 製本:「PPC」+①+③+⑤+⑨or⑩or⑪

※無線綴じ製本:「PPC」+①+③+⑦

※観音製本(くるみ):「PPC」+⑥+⑧

※上記製本時に背表紙、表紙文字入れを行う場合:上記+⑫

区分	品質	規格	単位	単価 (円/税抜)
図面などの電子化	ドキュメントスキャニング モノクロ400dpi	A0・B1	1枚	
		A1・B2	〃	
		A2・B3	〃	
		A3・B4	〃	
		A4・B5	〃	
	ドキュメントスキャニング フルカラー300dpi	A0・B1	1枚	
		A1・B2	〃	
		A2・B3	〃	
		A3・B4	〃	
		A4・B5	〃	
	ドキュメントスキャニング モノクロ400dpi *連続スキャン不可 (製本された図面など)	A0・B1	1枚	
		A1・B2	〃	
		A2・B3	〃	
		A3・B4	〃	
		A4・B5	〃	
	ドキュメントスキャニング フルカラー300dpi *連続スキャン不可 (製本された図面など)	A0・B1	1枚	
		A1・B2	〃	
		A2・B3	〃	
		A3・B4	〃	
		A4・B5	〃	
	画像補正	(傾き補正)	1ページ	
		(リサイズ)	〃	
		(枠消し)	〃	
	ファイル名入力		1ファイル	
	データー変換	(TIFF-PDF)	1ページ	
		(マルチページ化)	〃	
		(シングルページ化)	〃	
		(しおり作成)	1箇所	
	コンピューターウイルスチェック CD-R700MB相当		1件	
	メディア書き込み CD-R700MB相当*メディア代含む	1枚目	1枚	
		2枚目以降	〃	
	CD-R及びCD-Rケース装丁		1枚	
PDFデーター出力	普通紙モノクロ	A0・B1	1枚	
		A1・B2	〃	
		A2・B3	〃	
		A3・B4	〃	
		A4・B5	〃	
	普通紙フルカラー	A0・B1	1枚	
		A1・B2	〃	
		A2・B3	〃	
		A3・B4	〃	
		A4・B5	〃	
その他	ダンボールの場合 *ダンボール、テープなどの梱包材料含む	W330.D610.H60 ~W310.D440.H20	1件	
	封筒の場合 *封筒、テープなどの梱包材料含む	サイズ問わず	1件	
	紐かけ(複数のダンボールを1つに結束)		1件	
	宛名記入、ラベル・シール貼り		1件	

8 提出書類一覧表

提出書類一覧表

(法人等名称)

- 1 下表は、本調達の資格確認に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認下さい。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格確認申請書等提出時にご提出下さい。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないで下さい。

項番	書類名称（使用する様式）	提出部数	提出期限	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書 (様式5)	1部		本競争に必要な「製造」の有資格者は、有資格者名簿等の該当箇所を添付または登録番号を様式に記入すること。	
2	使用印鑑届 (様式1)	1部		契約書に使用する印鑑を届出すること。なお、3の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの。）を添付すること。	
3	印鑑証明書	1部			
4	委任状 (様式2)	1部		委任する場合のみ提出すること。	
5	以下のうちいづれかの認証 ・プライバシーマーク登録証又はISMS認証登録証 ・プライバシーポジション（情報産業個人情報保護体制認定制度）の認証 ・全日本印刷工業組合連合会から日本印刷個人情報保護体制認定制度（JPPS）の認定	1部	令和8年 2月3日 (火) 17時00分	登録・認証等の確認ができる写し等を提出すること。	
6	業務実施体制等証明書 (様式6)	1部		所定様式	
7	提出書類一覧表 (本資料)	1部		法人名称を記載の上、本書を提出すること。	

【提出書類作成における注意事項】

- ① 入札説明書等に様式が添付されている場合は、当該様式を使用すること。当該様式をPC等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。
- ② 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、必要な資格を有すると認められることを条件に、競争参加資格確認申請書等関係書類を提出する場合は、一般競争参加資格の有資格者名簿（該当部分の写し）に代えて、当該申請書を受付した際に当機関が交付する受付票等の写しを添付するものとする。

9 競争参加資格確認申請書（様式5）

本競争に必要な業種区分の登録状況（申請日時点）：※以下、当てはまる□にチェック・記載

申請中⇒新規又は更新 業種等追加 地区追加

済⇒有資格者名簿の該当部分を提出（注） 又は 登録番号記載

登録番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 高原 功 殿

（提出者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（作成者）

担当者部署

氏名 / 電話番号

令和8年1月20日付けで掲示のありました「複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務

（西日本支社）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

以上

（注）有資格者名簿は機構HP（<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>）に掲載しているので、該当部分を印刷して添付すること。

10 業務実施体制等証明書（様式6）

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 高原 功 殿

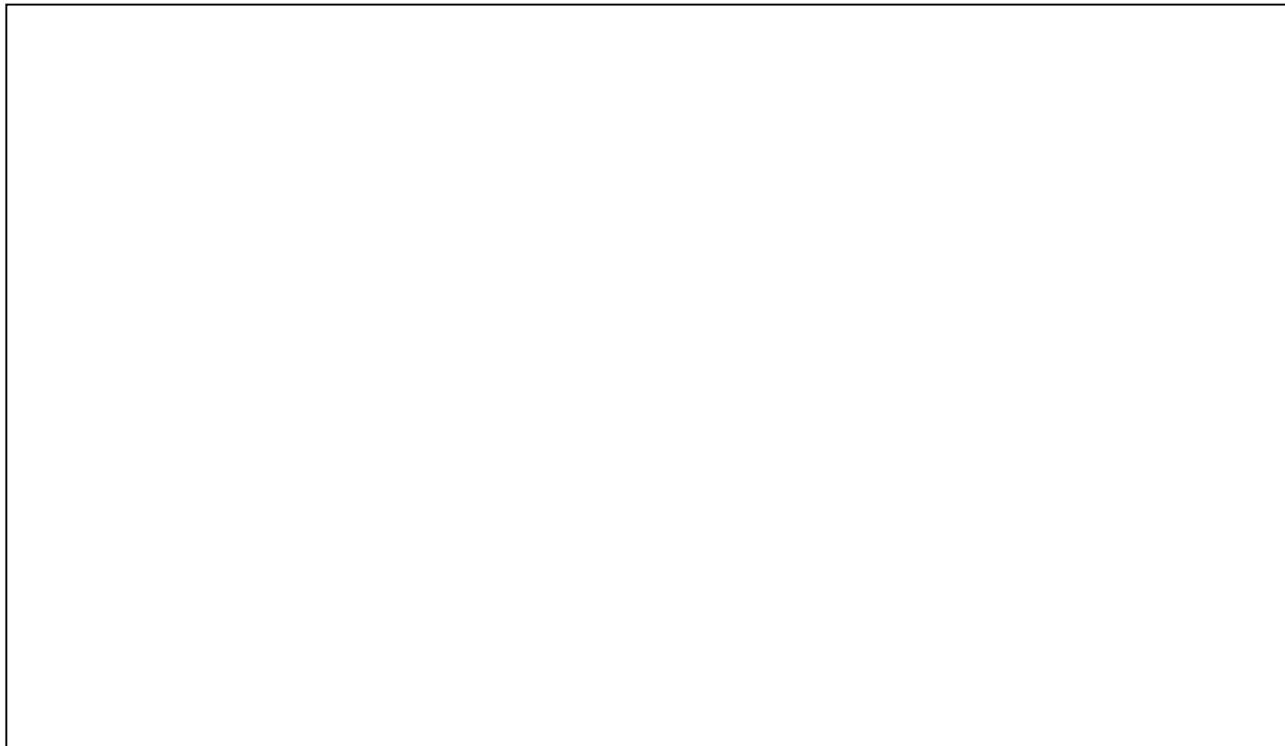
住所
会社名
代表者氏名

業務実施体制等証明書

「複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売等業務（西日本支社）」の入札において、下記のとおり業務実施体制等について証明いたします。

記

○業務実施体制図



※1 想定している業務従事人数、設置機器等（複写機等）について記載すること。

※2 業務の一部を再委託する場合は、相手方及び再委託予定割合等について記載すること。

以上

11 個人情報等の保護に関する特約条項

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務(西日本支社)の契約(以下「本契約」という。)に関し、受注者が、本契約に基づく業務等(以下「業務等」という。)を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報(独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。)
- 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
- 三 発注者の経営情報
- 四 その他、通常公表されていない情報

(個人情報等の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(管理体制等の報告)

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面(別紙様式1)により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(適正な管理のための措置)

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要なかつ適切な措置を講じなければならない。

(収集の方法)

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び

持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

(印)

受注者

(印)

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等(紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

- ① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。
- ② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するものとする。
※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本法律の適用対象となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

※必要に応じ記載

株式会社＊＊＊＊＊

代表取締役 ＊＊＊＊＊印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務(西日本支社)

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署 役 職	氏 名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取扱者	○○部△△課 係長		* * * 地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		* * * 地区に係る～～～
	○○部△△課		* * * 地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※ 1 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。

押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 高原 功 殿

株式会社＊＊＊＊＊

代表取締役 ＊＊＊＊＊印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務(西日本支社)

記

1 確認日 令和 年 月 日

2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○

3 確認結果 別紙のとおり

以上

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※ 1 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。

押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確認内容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
<p>FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。</p> <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認 		
<p>⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。</p>		
<p>⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。</p>		
<p>⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。</p>		
<p>⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。</p>		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
<p>① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。</p>		
<p>② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。</p>		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
<p>① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。</p>		
<p>② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダ一等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。</p>		

確認内容	確認結果	備考
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行ってている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

12 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した複写・製本及び図面等の電子化・交付・販売業務（西日本支社）（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長 高原 功 印

受注者 住所
氏名 印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採るとともに、親展で送付する。
 - ・携行の場合には、封筒、書類鞄等に収め、当該封筒、書類鞄等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- ②当機構との間の取引高

- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④1者応札又は1者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内